

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ 平成31(令和元)年度準要保護認定基準																				Ⅲ 就学援助率					
		(1) 平成31(令和元)年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																				(4) ツの内容	(5) 補足事項	(1) 平成30年度	(2) 令和元年度		
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長税の非課税	ウ. 市区町村長税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況の悪化等、授業料滞りや学用品、通学用品等に不備を有している者等で保護者の生活状況がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠床日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わるが自動的に要件が変更されるもの)→(2)係数	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照し定めるもの)→(2)係数	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの→(2)係数	ツ. 市区町村長税(所得割又は均等割)課税額に一定の係数を掛けたもの→(3)係数および目安額	テ. その他→(4)	(2) ソ、タ、チを選択した場合 生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)					(3) ツを選択した場合 市区町村長税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	
15	15	13	12	11	7	8	12	2	5	7	7	5	4	6	5	2	2	11	0	2	15	0	2	3			
富山県	富山市	○															○					1.2				10%未満	10%未満
富山県	高岡市	○	○	○			○															1.2				10%未満	10%未満
富山県	魚津市																	○				1.2				10%未満	10%未満
富山県	水見市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2		保護者死亡、離婚等家庭事情の急変した者		10%未満	10%未満
富山県	滑川市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○						1				10%未満	10%未満
富山県	黒部市	○	○	○	○	○	○		○	○	○											1			【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満	10%未満
富山県	砺波市	○	○	○			○															1.2				10%未満	10%未満
富山県	小矢部市	○	○	○			○															1.5		災害、病気、失業などの特別な事情により、経済的に困っている方(近年この要件での認定は例なし)		15%未満	15%未満
富山県	南砺市	○	○	○	○	○	○		○		○											1.2			(1)の要件に該当するほか、手において1.2倍未満であることを要する	10%未満	10%未満
富山県	射水市	○	○	○	○	○	○			○	○											1				5%未満	5%未満
富山県	舟橋村																					1.2				5%未満	10%未満
富山県	上市町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1				10%未満	10%未満
富山県	立山町	○	○				○															1.2				5%未満	10%未満
富山県	入善町	○	○	○	○	○	○		○	○	○											1				10%未満	10%未満
富山県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2		基本的には、課税所得証明書より、世帯の総所得額が生活保護基準額の1.20倍以下である世帯を認定している。	10%未満	10%未満	

①都道府県	②市区町村名	IV 平成31(令和元)年度準要保護就学援助額																																				
		2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1) 費目毎の援助額																																				
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費								修学旅行費								(2) 補足事項
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
15	15	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	0	0	0	15	15	0	3	3	0	2	2	2	0	0	0	5	5	0	10	10	10	0	0	0	10		
富山県	富山市							○	22,510						○	57,400														○	70,000	68,383				支給平均額には令和元年度予算に計上した単価を記載。(修学旅行費は支給済みのため令和元年度の執行額を記載。)医療費は平成30年度実績なし。		
富山県	高岡市							○	22,510						○	57,400		○	73,180								○	68,456							支給平均額は、平成30年度実績の平均額 医療費の実績なし			
富山県	魚津市							○	22,510						○	57,400						○	80,070	43,680			○	69,541							・「通学用品費」と「学用品費」は合わせて支給。 ・「医療費」は子ども医療費助成制度により無償化。 ・支給平均額は、「通学費」・「就学旅行費」・「学校給食費」がH30年度の実績、それ以外はR1年度の執行見込。			
富山県	水見市							○	22,510						○	57,400						○	79,410	0					○	60,300	60,300							
富山県	滑川市							○	22,510						○	57,400													○	60,300	60,300				・実費、上限額支給の平均額は、平成31年度予算計上単価を記入。 ・学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊なし)は2～3年の支給額、対象学年の割合は ・医療費は、中学3年生まで全ての子どもの医療費本人負担分を助成している。(子ども課で予算計上)			
富山県	黒部市							○	22,510						○	57,400													○	70,000	70,000				医療費については実績なし			
富山県	砺波市							○	22,510						○	57,400												○	60,300	60,300				その他の支給平均額は平成31年度予算額を計上				
富山県	小矢部市							○	22,510						○	57,400													○	60,300	60,300				令和元年度予算額を記入している。			
富山県	南砺市							○	22,510						○	57,400													○	60,300	57,590				支給平均額は、平成30年度の実績額により記入。 卒業アルバム代等は、令和元年度から支給費目に追加したため、平成30年度は費目がない。			
富山県	射水市							○	3,000						○	47,400													○	57,590	57,590				平均支給額については、平成31(令和元)年度予算に計上した単価である。			
富山県	舟橋村							○	22,510						○	57,400												○	57,140									
富山県	上市町							○	20,090円 2年~ 22,320円						○	47,400													○	50,000	50,000							
富山県	立山町							○	26,500						○	57,400												○	73,158									
富山県	入善町							○	22,510						○	57,400		○	0									○	80,000						・体育実技用具費、修学旅行費、学校給食費の支給平均額については平成31年度予算計上単価 ・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等については援助対象項目としていない ・通学費、医療費の支給平均額については平成30年度実績額 ①支給平均額は31年度予算に計上した単価を記載。 ②通学費は通学に公共交通機関を要しないため実績はなし。医療費は高校世代までの子ども(0歳以上18歳以下)を対象に保険医療費自己負担分を全額助成しているため実績なし。学校給食費は町の子育て支援策として、中学生無償のため中学生は実績なし(小学生は実績有)			
富山県	朝日町							○	22,510						○	57,400		○	0										○	60,300	60,300							

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ その他										Ⅵ 自由記述欄																	
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況											2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況																
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組 (あてはまるものすべてに○)											(1) 教育委員会における取組 (あてはまるもの全てに○)										(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組					
		ア. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	イ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	エ. 低減な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・含見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入		ウ. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	エ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	オ. 学用品等(中古品を含む)の無償給与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校(又は校長等)に対して、学用品等の取組に関する通知やマニュアルを提示	ケ. 学校(又は校長等)に対して、他校の取組状況等を情報提供	コ. その他									
1	2	1	1	3	1	10	0	2	0	0	1	0	0	2	0	3	0	0	1	3	1								
(2) クの内容及び補足説明										(2) コの内容及び補足説明																			
15	15	1	2	1	1	3	1	10	0	2	0	0	1	0	0	2	0	3	0	0	1	3	1						
富山県	富山市							○																					
富山県	高岡市							○					○																
富山県	魚津市						○											○											
富山県	水見市							○		5万円以上の場合は見積合わせ																			
富山県	滑川市							○																					
富山県	黒部市							○																					
富山県	砺波市							○																					
富山県	小矢部市	○				○	○																						
富山県	南砺市							○															制服のリサイクルを行っている団体があり、チラシを認定通知等に同封した。						
富山県	射水市							○																					
富山県	舟橋村							○																					
富山県	上市町		○							希望する児童への制服のリサイクル													学校給食費の一部助成制度有:町内小中学校在籍児童生徒1人当たり月額1,200円(小規模認定校にあっては、月額の2分の1額)、兄弟姉妹3人以上の在籍児童生徒を有する世帯は、全額助成している。						
富山県	立山町							○																					
富山県	入善町		○	○		○								○		○							新小学1年生の保護者に対し、入学祝金(10千円/人)を支給。						
富山県	朝日町							○						○									新入学生体操服購入支援や中学校給食費全額無償化を実施。 高校世代までの子ども(0歳~18歳)を対象に保険医療費自己負担分全額助成事業を実施。						